

# 講演記録 被害者の尊厳と権利を護るために(上)

## ～基本法制定後の支援のあり方を考える～

常磐大学大学院教授 諸澤英道

### 【講師略歴】

学校法人常磐大学理事長・常磐大学大学院教授  
専門：被害者学、犯罪学、刑事法学、刑事政策学、少年法制

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了  
世界被害者学会理事、国連国際学術専門評議会理事、  
国連犯罪防止会議被害者問題専門委員、アジア刑政財団学術評議員、日本被害者学会理事  
(社)いばらぎ被害者支援センター顧問、全国犯罪被害者の会(あすの会)顧問

1975年以降、被害者学関係のほぼ全ての国際会議に日本代表として参加し、被害者支援の標準マニュアルづくりに携わる

2007/10/16 札幌市「かでる2・7」



### ライフワークは被害者学

私は、被害者問題については日本で恐らく一番古くから取り組んでいたと思います。今から45年前(1963年)、法学部の学生時代に、刑法にも刑事訴訟法にも被害者という言葉が出てこないという事に素朴な疑問を持ち、被害者学をライフワークにと思ったのが1974～75年。以来30年以上被害者問題に取り組んできました。その間、現実を知らなければ理論を唱えてもしょうがないと考え、まず犯罪の実態を知ろうと、全国各地の刑務所をひたすら訪ねました。犯罪少年の処遇問題にテーマが移り、今度は少年院を見て回りました。若い頃、何度か北海道に来たのも全て刑務所や少年院を見るためで、しかも、収容者にとって最も厳しい時季に来るのが良いだろうと、常に雪が深い時期に来たものです。これが私の研究者としてのスタンスです。

テーマを被害者問題に変えた時に、当然、被害者から話を聞かなければ研究など出来るわけがないと思い、機会があれば被害者の話を聞きました。10年くらい前から日本でも被害者問題がメディアに登場するようになり、色々とコメントを求められるようになったわけですが、その段階で既に1000人を越える被害者の方との出会いがありました。私の唯一の強みは数多くの事例から、すぐ具体例が頭に浮かんでくることです。

### 孤軍奮闘、そして急激な変化

世界的には1960年代からもう既に被害者問題が大きな問題になっていたのですが、日本ではものすごく遅れており、圧倒的多数の学者が、私たちの言う事を頭から否定するという事がありました。40年この問題に取り組んできたのですが、そのうち30年は孤軍奮闘で、

私の考えは学会で少数派でした。

1997年当時、被害者への通知制度を始めるとして、部内案への意見を求められた際、法務省のしかるべき立場にある方に、「先生、被害者の権利とか人権などと言うようですが、そもそもそういう言葉があるのですか」と聞かれたことがありました。私は、突然目の前が真っ暗になりました。被害者の権利とか被害者の人権という言葉は、1985年には国際的に確立していましたが、専門家がそれを盛んに議論し出したのは70年代です。それなのに、法律を司る責任ある人がそういう発言をする日本は、何という国だろうと思ったのです。

ところが、1990年代の中頃から、突然時代が変わって、特に若い研究者が私の言う事に耳を傾けてくれるようになりました。そして、それから10年足らずで(犯罪被害者等)基本法が出来るわけです。

この10年間の急激な変化の背景として、やはり被害者とその関係者が声をあげて社会に発言していることが大きな追い風になり、それをメディアが好意的に報道する、そして世論が起こってくる、こういういい形で進んできたように思います。

### 被害者学とは何か

#### 犯罪と被害に関するパラダイムの変換

コペルニクス的発想の転換という言い方がありますが、パラダイムの変換 基本の基本を疑い、枠組みをひっくり返してみる一に、学問の学問たる所以と進歩があります。

2世紀半の長い歴史がある犯罪学は一体何をやってきたかと疑いだした、それが被害者学のスタートでした。これもパラダイムの変換です。犯罪学はつい最近



まで、法執行機関によって扱われた犯罪者（古くは刑務所の中にいる受刑者達）を研究して、「犯罪者とは」「犯罪とは」という理論を展開していたのです。しかしそれは、選択的執行をされた犯罪者であり、犯罪者全体を代表するものではなかったのです。

受刑者は、推定犯罪発生件数の0.2%

2006年の犯罪白書を見ると、警察が認知した犯罪は約300万件あります。そのうち検挙は150万件、起訴が4万6千件（有罪もほぼ同じ）そして刑務所に入るのは3万5千件ぐらいです。

つまり、警察が刑事事件として把握したものの1%（100人に1人）しか刑務所に入らないのです。日本がいかに処遇の甘い国かというのがはっきりします。

更に、警察のところまでたどりついていない犯罪もあります。完全犯罪、通報されない犯罪、あるいは被害者が気がつかない犯罪。そういう暗数を学問的に分析するとおよそ数倍。日本の場合は、年に1500万件ほど犯罪が発生し、そのうちの300万件くらいを警察が把握し、そして3万件くらいが刑務所までたどり着くということになります。受刑者は、推定犯罪発生件数の0.2%なのです。

犯罪の研究というのは実はこの1500万件の所をやらなくては行けない。何故発覚しないのか、あるいは起訴されないのか、犯罪者として公平に選ばれているかどうか。ある種の犯罪は排除されていないかなど。



交通「事故」ではなく、「犯罪」

ところで私は15年くらい前から、「交通犯罪」となぜ言わないのか、せめて「交通事犯」と言わないのだろうかと言いつけています。「事故」という言葉は非常に軽い。偶然性という意味が相当あります。相変わらず亡くなる方、怪我をする方が沢山おり、交通問題

は国民的な問題であるのに、ついついの事故と思う事がいけないと思います。

このことをひたすら言い続けてきましたら、昨年の犯罪白書に「交通犯罪」というタイトルが使われているのを見て嬉しくなりました。せめて人身事故は交通犯罪と呼ぶべきと思いますが、一番関心のある皆さんが（北海道交通事故被害者の会と）「事故」と使っていることに、気にならないのかと感じています。

**被害者から見ることの意義**

多くの犯罪者が処罰を逃れている

多くの犯罪者は処罰を免れています。刑務所には起訴された人のうち77.2%が入るのですが、検挙された者のうちの2.4%（40人に1人）しか刑務所に入らないということが問題。さらに警察に認知された者の1.1%（100人に1人）発生件数全体では0.2%（推定値）しか刑務所に入らない。

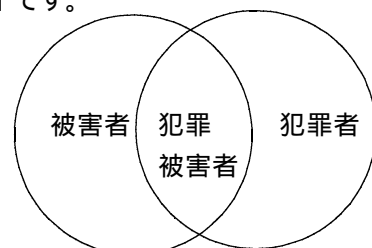
多くの犯罪者が赦されている。これでいいのかという問題と、犯罪学として言えば、それでは何も分からないので、事件を犯罪者から見るのではなくて、被害者から見る必要があるということになりました。

被害者学が、全ての犯罪に被害者がいると思ひこんでいた時期があります。犯罪者（行う者）と被害者（耐える者）、両者が拮抗しあい協力しあって犯罪を行うという考え方です。

しかし全ての犯罪に被害者がいるわけではなくて、被害者のいない犯罪もあります。例えば、賭博で儲けた人と損した人、覚醒剤の自己使用、売春もそうです。無免許運転も事故を起こさなければ被害者なき犯罪です。偽札は、行使の目的で作って初めて犯罪で、作るだけでは被害者はいません。

犯罪者なき被害

下図で、左側が被害を表す円、右側が犯罪を表す円で、重なった部分が犯罪の被害。実はこの「犯罪者のいない被害」の研究が急激に発展した事によって、法制度も大きく変わってきました。ストーキング、DV（家庭内暴力）、セクハラ、いやがらせ、いじめ、いたずら電話、マルチ商法。こういうものが新しい形の「犯罪者なき被害」です。



## 犯罪学と被害者学の関係

つまり、従来は犯罪者と見なかったが、やられている側の問題を掘り下げていく事によって、やっている人に対して法的規制をするべきだという意識が生まれます。20世紀最後になって世界的にこういう発想が出てくるのです。被害者学の功績なのです。

以下は、この数年間に法律が改正され、日本で犯罪になった主なものです。括弧内は2005年に検挙された数を示します。

### 新たに犯罪に加わったケース

ストーキング(197件)	家庭内暴力(74件)
危険運転致死傷(279件)	児童虐待(242件)
人身売買・誘拐(277件)	児童買春・ポルノ(1570件)

10年前までは犯罪とは思われていなかった、でも法律が出来た事によって検挙される人が出てくる。これは新しいパースペクティブなのです。つまり、世界中が被害者の側から物事を見る(考える)ようになるという転換が始まっています。欧米では20年くらい前からですが、日本はようやくこの数年です。でも、この分野については、議員立法などもあって意外と遅れを取り戻してきていると思います。つい最近までDV(家庭内暴力)特に配偶者間の暴力は社会問題になりませんでした。法改正がなされて大きな取り組みになってきました。ストーキングも桶川や姫路、静岡、東京練馬などの殺人事件を経てですが、警察がかなり熱心に取り組むようになってきました。

## 被害者の問題は様々な場面に

(a) 被害の種類によって、刑事司法機関の扱い方や、人々の見方が違うのはなぜか? (b) 殺されたのに、なぜ殺人でなく、傷害致死なのか?

被害者の問題は沢山あるのですが、代表的なものとして、被害の種類によって、刑事司法機関の扱い方や、人々の見方が違うのではないかということに、最近ようやく気がつきました。

交通事犯に多いのですが、なぜ殺人ではなく傷害致死なのか。遺族からすれば殺されたと思います。しかも乱暴な運転、危険な運転をして。なのに、何で「致死」あるいは「過失」なの?という。つまり被害者から見れば過失も傷害致死も殺人も同じなのです。殺されたことには間違いがない。けどもそこに法律的な網をかけると、犯罪者の意図によってかなり違ってきます。特に業務上過失致死傷から交通関係業過致死が出来、さらに危険運転致死があって、ある意味では交通関係の法整備が進んできたように見えますが、法定刑

に色々問題があるわけです。

### (c) 加害者はなぜ賠償しないで済むのか?

殺人事件で損害賠償がなされているケースについて、初めて被害者学会の有志で全国調査を行い、18.5%というデータが出てきました。それをNHKで話したところ、うそだということで大変な騒ぎになった事がありました。2年後に法務省が受刑者のファイルを基に分析し、17%台という近い数字が出てきて、初めて公式に認めることになりました。

つまり日本の社会というのは、人を殺しても賠償しないで済んでしまう。しかも18.5%の中に何千万円というケースは一つもありません。高い方で900万円というのありましたが、人を殺していながら300万円程度。それどころか8割以上の人は全く払わない。それで許されてしまう。遺族も追求しない、あるいは追求できなかった。「これは正義に反するでしょう」と、取り上げる事によって、闘う遺族が現れ、裁判をやるようになり、制度がおかしいのではないかということになった。

2004年に基本法ができ、2005年の基本計画の中に損害賠償制度の見直しが具体的に盛り込まれ、今、検討委員会でやっていますが、特に今年の春に成立した刑事訴訟の一部改正では、刑事裁判が終わった後に引き続いて損害賠償命令を求める民事の裁判ができることになりました。刑事と民事をリンクする制度(附帯私訴制度)により、短期間で損害賠償命令が出される。被害者の負担が相当軽減するわけです。

民事というのは、本来は刑事裁判の延長と考えるべきなのです。国連などでは、restitution制度(刑罰としての賠償命令制度=編集者訳)を作るべきだということを決議し各国政府に勧めています。

どういう制度かということ、刑事裁判で有罪になった時に刑罰の一部として、すなわち付加刑として賠償命令をつけ、賠償しなければ刑務所から出られない、あるいは賠償する気がなかったら刑期を長くするというふうに、刑罰に影響を与える制度です。もちろん賠償したら刑が無くなるという事ではなく、誠実に賠償すれば予定の刑で済むが、不誠実であった場合には延びていくというものです。この制度を日本で何度も提案したのですが、政府は全くやる気がないのです。

### (d) 捜査、起訴、刑罰の言い渡し、仮釈放などに、なぜ被害者の考えが反映していないのか?

最近、部分的には被害者の考えが反映するようになってきました。しかし長年多くの学者は、関連づけてはいけなるとさえ言っていたのです。私は違う、関係させなくては行けないと考えてきています。

### (e) 日本は、なぜ生命身体に対する犯罪より財産に対する犯罪が重く処罰されてきたのか？

最近少しずつ法定刑の見直しがあり修正されてきていますが、これは、江戸、明治からの日本人の法感覚。家屋が木造で、いったん火が出たら多くの人が巻き込まれる。すなわち地域の安全という社会的なものとしてとらえる。片や生命身体というのは個人に向けられたものだから、そちらよりも財産の方がより重きがあるというわけです。例えば、一昨年強姦罪の法定刑の見直しがされた時に、財産と比較してどうだという事を盛んに訴えたのですが、そういうのがまだ残っております。立法、司法、行政のそれぞれの面で積極的介入が必要です。

日本中で犯罪によって1年間に亡くなる人というのは8200～8300人。そのうちの84%は交通関係で亡くなります。負傷した人而言えば、96%です。ですから、最大の問題は交通事犯です。その意味で、交通関係は別というような学者の頭の中をいったん、ばらさなくてはいけないかもしれません。

### 被害者への理解が優しい社会を作る

被害者問題はイコール正義の問題です。国連の取り組みは、被害者に優しい社会を目指すという事で、国民全てが被害者に対する理解を持つような社会を作ろうと謳っています。

私は1995年に茨城県の水戸で、日本で初めて被害者支援センターを立ち上げました。メディアが全国に報道してくれましたが、スタジオにいる専門家が「これって政治が貧しい問題ですよ」と話をくくってしまう。違う

と思います。ボランティアという事、つまり、広く人々の被害者に対する正しい理解を広め、被害者に優しい社会を作らなければならない。これが国連あげての目標になっていますが、被害者に対する偏見という問題があります。



それから最近、国際学会でこういうデータが次々と出てくるのですが、例えば、被害者支援に取り組んでいる人と取り組んでいない人では違法行為をする率が全然違う。当然、取り組んでいる人は反社会的な事はやらないというデータですが。

いじめ問題もそうです。文部科学省に、小・中学校の正規のカリキュラムの中に被害者について学ぶ事を入れるべきと言っています。いじめが起こった時に、いじめをやっている方に注目するのではなく、被害者の事をみんなで考えるという教育にしなければいけない。被害者の事に関心を持つ事が、実は社会をよくする、優しい社会を作っていく事になる。

被害者の事をみんなで考えましようと言っても、そんなに生やさしいものではありません。しかし、やっぱり世の中からそういう悲しい思いをする人を出さないようにするためには、目をつぶってはいけません。それを幼いうちからどう指導していくかという事だと思います。

(もろさわ ひでみち)

後半は次号で。なお本要旨は、当日の記録テープを基に、編集者の責任で文章化し見出しをつけたものです。

## フォーラムに参加して

～ 参加者アンケートより ～

被害者の方の訴えが伝わってきました。(今まで知らない事を知れた。)

諸澤先生の幅広いお話が大変勉強になりました。被害者のご遺族、ご家族のお話が直接伺えて実態を知ることが出来た。

諸澤先生のお話を聞くことができ、私もがんばらなければと思いを新たにしました。

被害者になって初めて犯罪被害者がこんなに立ち後れている事を知りました。感覚的にはおかしいとわかっている、法律ができなければ取り締まる事ができないと

か、本当におかしいと思います。被害者の立場に立って考えてくださる諸澤先生の講演、すごく為になりました。交通事故 交通犯罪。交通事犯をもっと重く取り締まってくれたいと思います。

諸澤先生の講演について、日本の中での取り組みと現状および、国際的な面から見る日本の地位等お話を聞いて、先生のご苦勞と我々の理解、行動面での無策を知ることができました。何かをしなくてはと思う気持ちにかられ、更なる勉強を必要とし、日頃の社会現象を注視していきたいと思いま

す。ありがとうございました。

交通事故は犯罪だという意識がもっともっと一般や司法に伝わって法も変わって欲しい。

支援関係機関の取り組みの様子がよくわかりました。支援の輪の広がりを期待しています。

支援に携わる様々な組織の方々のお話も聞けて良かったです。北海道でもっと犯罪被害についての意識が高まれば良いと思います。

支援が始まったばかり、がんばってください。陰ながら応援したいと思います。